

# 阿蘇家保だより

平成29年11月号

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612



## 高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間が始まります！

だんだんと寒くなり、渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えます。

熊本県では毎年11月から翌4月末までを“高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間”とし、本病ウイルスの農場への侵入防止対策を徹底して頂くようお願いしています。

我が国における昨年度の高病原性鳥インフルエンザの発生農場は、周辺に水辺のある農場が多かったことが調査により明らかとなっています。このため、ウイルスに感染した野鳥が農場周辺に飛来し、野生動物や人・車両を介して農場内へウイルスが侵入したと考えられます。

家畜農家の皆様におかれましては下図の予防対策の重要ポイントを参考に、引き続き飼養衛生管理状況の自己点検をしていただくとともに、異状が認められた場合には速やかに家畜保健衛生所までご連絡いただくようお願い致します。

### 予防対策の重要ポイント



# 11月は薬剤耐性（AMR）対策推進月間です！

抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性（AMR）による感染症の世界的な増加が懸念される一方で、新規の抗菌薬等の開発は近年停滞しています。2013年現在で、世界のAMRに起因する死亡者数は低く見積もって70万人です。そして、何も対策を取らない場合、2050年には1000万人の死亡が想定され、現在のがんによる死亡者数を超えると推測されます。このような状況を改善するため、我が国では、昨年4月に「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を策定し、毎年11月を「薬剤耐性対策推進月間」としています。畜産分野では下の4点に注意し、抗菌剤の慎重使用の徹底をお願いします。

## 1 感染症を予防する



飼養衛生管理水準の向上（施設内の洗浄・消毒の徹底、十分な飼養スペースの確保、適切な栄養管理等）により、感染症を予防しましょう。



## 2 家畜の状態を的確に把握する



家畜の異変に素早く気付けるように、毎日、飼育する家畜の健康観察を行い、家畜の状態を的確に把握しましょう。

## 3 獣医師に伝える



獣医師が的確に状況を把握し、適切に診断できるよう、発病後の経過、措置の状況、過去の感染症の発生状況等の情報を獣医師に伝えましょう。

## 4 抗菌剤を正しく使用する



抗菌剤は獣医師からの指示に基づき、用法・用量、使用禁止期間等を守って正しく使用しましょう。

※詳細は農林水産省HPをご参照下さい

## 近隣諸国における悪性家畜伝染病発生情報

| 病名               | 発生地  | 発生日          | 畜種     | 型    |
|------------------|------|--------------|--------|------|
| 口蹄疫              | 中国   | ～平成29年9月24日  | 牛・山羊・豚 | O型   |
|                  | ロシア  | ～平成29年10月9日  |        | O型   |
| アフリカ豚コレラ         | ロシア  | ～平成29年10月20日 | 豚・いのしし |      |
| 高病原性<br>鳥インフルエンザ | ベトナム | 平成29年8月24日   | 家きん    | H5N1 |
|                  |      | 平成29年9月23日   |        | H5N6 |
|                  | 中国   | 平成29年10月11日  |        | H5N6 |

平成29年10月23日時点

## 毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」

韓国や台湾など近隣諸国では依然として悪性家畜伝染病が発生しています。地域全体で衛生水準を上げる事が重要です。

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。

下記アドレスもしくは右のQRコードより、登録用ホームページへ！

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

